

## 議案第 37 号

小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

小田原市青少年問題協議会条例（昭和 31 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市青少年未来会議条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

**第 1 条** 本市における青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するため、小田原市青少年未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

2 未来会議は、地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条に規定する市町村青少年問題協議会とする。

第 2 条第 1 項中「協議会」を「未来会議」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地方青少年問題協議会法第 2 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。

第 2 条第 2 項中「協議会」を「未来会議」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（委員）

**第 3 条** 未来会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 未来会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条から第6条までを削る。

第7条の見出し中「の職務」を削り、同条第2項中「あるとき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「会議の議長となる」を「未来会議を代表する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

未来会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

第7条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会議)

**第5条** 未来会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 未来会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 未来会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を未来会議に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第8条第1項中「協議会」を「未来会議」に改め、「又は臨時委員」を削り、同条第2項中「任命し、又は委嘱する」を「任命する」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条を第7条とする。

第9条中「ものを除く」を「ものの」に、「協議会」を「未来会議」に、「事項については」を「事項は」に改め、「会長が」の次に「未来会議に諮って」を加え、同条を第8条とする。

## 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

時代に即した子ども・若者支援施策の推進を図る必要性に鑑み、小田原市青少年問題協議会を小田原市青少年未来会議に再編するため提案するものであります。